

「第77回（令和9年度）彦根市春の文化祭」

協賛事業募集要項

今回で77回を迎える「彦根市春の文化祭」は、市民の皆さんに日頃の文化芸術に関する創作活動の成果を発表していただくとともに、優れた文化芸術に親しみ、鑑賞していただく機会として、毎年、多彩な内容で開催しています。

この文化祭を市民の皆さんによって、文化芸術活動をより一層推進し、文化の香り高いまちとするため、文化祭に参加される協賛事業を募集します。

なお、協賛事業に承認された催し物は、「彦根市春の文化祭」の参加事業として、広報ひこねや市ホームページ、チラシ等で広く市民の皆さんにお知らせします。

開催期間

令和9年(2027年)3月20日(土)～令和9年(2027年)6月27日(日)

主 催

彦根市、彦根市教育委員会

募集部門

文化祭協賛事業は、次に掲げる部門の催し物とします。

- | | |
|------------|--|
| (1) 美 術 | 日本画、洋画、水墨画、版画、彫刻、工芸、書、写真 など |
| (2) 音 楽 | オーケストラ、吹奏楽、合唱、オペラ など |
| (3) 演 劇 | 新劇、児童劇、人形劇、ミュージカル など |
| (4) 舞 踊 | バレエ、モダンダンス、社交ダンス、日本舞踊、よさこい など |
| (5) 文 芸 | 俳句、短歌、川柳、冠句、詩、随筆・評論、小説 など |
| (6) 伝統芸能 | 詩吟、邦楽(箏曲、琴、雅楽、太鼓)、能、狂言 など |
| (7) 伝統文化 | 華道、茶道、書道、盆栽、文化財 など |
| (8) メディア芸術 | 映画、アニメーション など |
| (9) そ の 他 | (1)～(8)のうち2部門以上にわたるものや、社会教育・文化芸術分野の講演会・シンポジウム など |

協賛承認基準

協賛事業は次の条件をすべて満たすもので、彦根市および彦根市教育委員会が承認した事業とします。

- (1) 彦根市春の文化祭の趣旨に沿うものであること
- (2) 彦根市内の文化芸術関係団体、社会教育関係団体またはこれらに準ずる団体が市内で実施する事業であること
- (3) 過去に彦根市内外で同様の事業の活動実績がある団体であること
- (4) 事業が一般の人に公開されるものであること(有料、無料は問わない)
- (5) 個人的な作品発表(個展等)でないこと
- (6) 営利を主たる目的としないものであること
- (7) 政治的、宗教的目的を有しないものであること

参加申込の方法

所定の『「第77回(令和9年度)彦根市春の文化祭」協賛事業参加申込書 兼 彦根市および彦根市教育委員会後援名義承認申請書』と『暴力団の排除に係る誓約書 兼 同意書』に必要事項を記入の上、施設の使用許可書または使用申込書の写し、事業内容のわかる書類、収支予算書(有料の場合)を添えて、次の受付期間内に下記までお申し込みください。

< 申込書受付期間 >

令和8年9月25日(金) ～ 同年10月30日(金)

※申し込みに係る必要書類は、彦根市ホームページ(QRコード)からダウンロードできます。

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kanko_bunka/10/3/5/1234_1/21758.html



協賛承認の通知

申込みのあった協賛事業については、彦根市および彦根市教育委員会がその内容を審査し、その結果を申込者に通知します。

協賛が承認された場合

承認通知があった協賛事業については、

- (1) 「彦根市および彦根市教育委員会」の後援事業となります。

チラシやポスター等において、**後援:彦根市、彦根市教育委員会**と表記できます。

(※別途後援名義の申請は不要です。)

- (2) 広報ひこね、彦根市HP、チラシ等で広く市民の皆さんにお知らせします。

- (3) 実施される事業のポスター、チラシ、プログラム、看板等に「第77回(令和9年度)彦根市春の文化祭協賛事業」である旨を、必ず記載してください。

- (4) 事業終了後1ヶ月以内に事業実績報告書と関係資料(チラシ、プログラム等の実施したことがわかる書類、収支決算書(有料の場合))を添付して、下記へ提出してください。

- (5) 感染症予防のため、感染状況に応じた対策を講じながら実施してください。

市施設の使用申請受付開始日

市施設を使用して開催される文化祭協賛事業参加希望の催しについては、各施設とも次の日程で使用申請の受付を開始しますので、申請時に必ず文化祭協賛事業参加希望の旨を伝えてください。

☆令和8年9月25日(金)から受付開始の施設

- ・高宮地域文化センター【先着順】
- ・各地区公民館【先着順】
- ・ひこね市文化プラザ(ホールを除く諸室。なお、ホールは1年前から申請可能。)**【先着順】**
- ・みずほ文化センター(ホールを除く諸室。なお、ホールは1年前から申請可能。)**【先着順】**

【ひこね市文化プラザ内 ギャラリー等展示施設 使用調整会のお知らせ】

日にち:令和8年9月25日(金) **場所:**ひこね市文化プラザ メッセホール棟 2階

○調整施設:グランドホール棟南ロビー2階「ギャラリー」

・メッセホール棟1階「展示ロビーおよびミニギャラリー」

※令和9年度彦根市春の文化祭期間中に、上記の2施設について利用を検討している団体は、必ず参加してください。(※4月1日(木)以降の利用を検討している団体が対象となります。)

※詳しくは、別紙「春の文化祭に係る使用調整会の開催について」、または彦根市ホームページ(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kanko_bunka/10/3/5/1234_1/21759.html)をご覧ください。

< 申込み・問合せ先 >

〒522-8501 彦根市元町4-2 彦根市役所 4階 彦根市観光文化スポーツ部 文化振興課
TEL. 0749-23-7810 FAX. 0749-21-3080 E-mail: bunsin@mx.hikone.ed.jp
HP: https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kanko_bunka/10/3/5/1234_1/19885.html